# 令和2年度 9月 新潟市西区農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年9月30日(水) 午後3時00分から3時40分
- 2 開催場所 西区役所 3階 303会議室
- 3 出席委員(15人)

1番 (会長) 本間雄一2番 本間直一3番 池田一彦4番 江端美春5番 大嶋喜芳6番 梶原政好7番 髙杉隆司8番 髙井利明9番 原田秀一10番 松井市雄11番 岩野惣市郎12番 鈴木淳子

13番 丸山和秀 14番 渡邉正行

15番(会長職務代理者)渡部藤四夫

- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員選出
  - 第2 議 事

議案第34号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告事項 農地法第4条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告 事項 農地の転用事実に関する照会書について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 中島 剛 事務局次長 佐藤 清隆 農地係長 五十嵐芳彰 農政振興係長 高橋智恵子

7 会議の概要

### 事務局

定刻になりましたので、これより9月定例総会を開催します。

議事日程に従い進めさせていただきます。

本日は、皆さんご出席です。

本日の総会は新潟市西区農業委員会会議規則第4条の規定により定 足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告いたしま す。

それでは委員会会議規則第5条の規定により、本間会長から議長を 務めていただきます。よろしくお願いします。

### 議長

委員の皆さん、お疲れ様です。

9月に入り、彼岸を過ぎた頃から、朝晩の温度が急に変わりました。 あの暑さはどこに行ったのかと思います。

稲刈りも生産組織など大規模なところを除き、個人農家はほとんど 終わりました。新聞報道では平年並みの出来だということですが、一 等米の比率が上がって、農家の所得につながればいいと思います。

今年は新型コロナウイルス感染症のため視察研修を断念しました。 今の時期は団体で行動するのは厳しい状況ですが、先進地の視察は大 変参考になるので、来年度は実施できるよう祈るばかりです。

では案件審査に入ります。よろしくお願いします

### 議長

それでは、議事録署名委員について、お諮りします。

議事録署名委員は、議長である私に一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

# 議長

皆さんからご異議がございませんので、8番、髙井利明委員、9番 原田秀一委員を指名します。

それでは、議事として提案している案件に入ります。

議事の都合上、追加議案の議案第36号、農地法第3条許可申請に 関する意見決定について、及び、議案第34号、農地法第5条許可申 請に関する処分決定について、一括して事務局から説明をお願いしま す。

# 事務局

始めに案件を地区別にまとめた表を説明しますので、3ページをお 開き下さい。

9月総会における許可案件は、内野地区、3条許可1件、赤塚地区、

3条許可1件、黒埼地区、5条許可1件、全地区合計3件です。 それでは、議案を説明します。

21ページ、議案第36号、農地法第3条許可申請に関する意見決 定についてです。本案件は、令和2年9月25日付け、新潟市長許可 農地法第3条申請に対して、農業委員会に意見照会があったものです。

第1地域、内野地区です。1号、所在は西区大学南1丁目で、畑9 筆4,621.96㎡について、贈与する案件です。農業経営の継承の ため後継者への贈与となっています。

続いて赤塚地区です。2号、所在は西区坂田で、畑1筆161㎡について、売買する案件です。申請理由は、経営規模拡大となっています。こちらは、調査委員会案件です。

4ページ、議案第34号、農地法第5条許可申請に関する処分決定 についてです。

第2地域、黒埼地区です。1号、所在は西区寺地で畑1筆256㎡ について、個人住宅建築敷地とするものです。農地区分は第3種農地です。調査委員会案件です。以上です。

### 議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、総会前に調査委員会を開催しておりますので、各調査委員長から報告をお願いします。

# 第1地域調査委員長 (11番)

第1地域調査委員会での調査結果をご報告します。

調査案件は、議案第36号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、1件です。

21ページは、農地法第3条許可申請です。

2号は赤塚地区です。はじめに事務局から概要説明を受けました。 申請地は西区坂田で、市街化調整区域内の畑1筆、161㎡を売買する案件です。

申請地について、9月14日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑でした。

申請書をもとに農地法第3条の取得要件を確認したところ、農作業常時従事要件、全部効率利用要件、下限面積要件ともに問題はありませんでした。

続いて、聞き取り調査に移り、譲受人から申請地の場所及び面積、 申請理由、経営農地面積について、申請書のとおり相違ない旨、確認 しました。

譲受人は申請地の隣接農地の所有者で、譲渡人から売買の申し入れ

があり、話がまとまったそうです。

つぎに、作付予定作物、機械の所有状況、通作距離、農作業への従 事状況についても確認しました。

委員長から、所有する農地で違反転用や作付けせずに荒らしている 箇所はないかとの質問があり、譲受人からどちらも無いとの回答があ りました。

事務局から、申請地と併せて取得した隣接宅地の利用計画について 質問があり、譲受人から農地と一体に利用して、ネギを栽培しようと 考えているとの回答がありました。

また、事務局から、宅地部分も農地として利用した場合、地目変更 登記をすることにより固定資産税も農地の評価となる旨、説明しました。

地元委員から、周辺の土地に比べ低いため、水が溜まりやすい場所 であるとの意見がありました。

調査内容をもとに、参集委員により協議した結果、調査委員会としては問題ない、許可として意見決定すべきと判断しました。

最後に、事務局から教示事項として、農地としてしっかり耕作する よう説明を行い、調査を終えました。

その他、調査委員会案件以外の議案についても審議を行い、問題ないと判断しました。以上です。

# 第2地域調査委員長(4番)

第2地域調査委員会での調査結果をご報告します。

調査案件は、議案第34号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、1件です。

4ページは、農地法第5条許可申請です。1号は黒埼地区です。 はじめに事務局から概要説明を受けました。

申請地は西区寺地で、市街化調整区域の畑1筆、合計256㎡を売買する案件です。

譲受人は、市の都市計画道路新設事業により自宅が収用されることになり、近くに移転先を探していたところ、今回の申請地を取得する話がまとまったとのことです。

なお、転用事業にかかる資金は全て、収用による補償金でまかなう 計画です。

申請地について、9月14日に現地確認を行った結果、現況は休耕畑となっていました。

申請書をもとに転用理由、事業概要を確認し、事務局で行った指示

内容、現地調査の結果により、現時点で申請に問題はない旨、説明がありました。

続いて聞き取り調査に移り、代理人から申請地の場所及び面積、申 請理由、転用事業計画、被害防除、他に及ぼす影響について、申請書 のとおり相違ない旨、確認しました。

委員長から、違反転用をしている農地はないかとの質問があり、代理人から、違反転用はないとの回答がありました。

地元委員から、排水計画について質問があり、代理人から、道路側の下水道に接続するとの説明がありました。

また、地元委員から、土留め等の位置についても質問があり、代理 人から、北側の農地との境界に土留め、西側の水路との境界に柵を設 置予定であるとの説明がありました。

申請地は、転用許可基準、エー(ア)-a-(b)-iv「300m 以内にバスターミナルがある農地」に該当する第3種農地で、参集委員により協議した結果、調査委員会として問題はない、許可と判断しました

最後に、事務局から教示事項として、転用目的に沿った使用と、工 事完了報告書の提出の説明を行い、調査を終えました。以上です。

議長

事務局の説明並びに第1地域及び第2地域調査委員長の報告が終わりましたが、ただ今の説明及び報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、案件審査に入ります。

最初に、議案第36号、農地法第3条許可申請に関する意見決定について、お諮りします。

議案第36号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第36号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。

次に、議案第34号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、お諮りします。

議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### (異議なし)

## 議長

議案第34号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。

続きまして、議案第35号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。

### 事務局

5ページ、議案第35号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてです。

今月の利用権設定の賃貸借に関する部分は、両者間による利用権設 定だけで、農地中間管理事業による利用権設定はありません。

地区は、内野地区だけで、契約期間3年のものが2件、畑、面積が8,054㎡です。新規分の利用権設定の合計も同じです。

次に表の右寄りの所有権移転に関する部分は、売買が1件のみです。 中野小屋地区 売買が1件、田、面積が1,990㎡

以上、所有権移転、売買の合計も同じく1件、面積が1,990㎡です。

また、表の右下の欄が賃貸借と所有権移転との合計ですが、合計 3 件、面積が、10, 044 ㎡となっております。

表の右下の欄は賃貸借と所有権移転との合計ですが、所有権移転の 案件はないので、合計は40件、面積が118,499㎡です。

7ページ、合計の地区別実績表です。今月は更新分がありませんので、先ほどの新規分と同じ表となります。

8ページ、議案の内訳です。提案文を読み上げます。

「議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集 積計画の決定について、下記のとおり提案する。

令和2年9月30日提出 新潟市西区農業委員会会長 本間雄一」 その下の1号及び2号が新規分の利用権設定に関するもの、また次の9ページ1号が売買に関するものです。

10ページ、定例総会での承認後に農業委員会会長から市長あての公告依頼文の案です。公告依頼日は令和2年10月14日です。以上です。

### 議長

ただ今、事務局の説明がありましたが、議案第35号には委員関連 の案件がありますので、先議を行います。 議案書9ページ1号は、出席委員が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の、議事参与制限の規定により、関係委員は退室をお願いします。

(関係委員 退室)

議長

それでは、議案書9ページの1号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がないようですので、原案のとおり決定することに ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしということですので、原案のとおり決定します。 審議が終了しましたので、委員から入室していただいてください。

(関係委員 入室)

議長

次に、ただ今、先議しました案件以外について審議します。ご質問、 ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので案件審査に入ります。

議案第35号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、お諮り します。

議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

議案第35号は異議なしと認め、原案のとおり決定します。 次に、報告事項に入ります。

報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理につい

て、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項、 農地法第5条転用届出に関する受理について、報告事項、農地の転用 事実に関する照会書について、一括して事務局から説明をお願いしま す。

### 事務局

3ページです。農地係所管の報告事項を説明する前に、地区別にま とめた総括表をご覧ください。下段の地区別件数表のとおり、全地区 合計36件です。

11ページ、報告事項、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、合計のみ報告します。

全地区合計 5 件、田、合計 1 8 筆、7, 5 8 3 ㎡の解約を受理しました。なお、5 件とも市街化区域編入後、工業団地造成となる農地の解約です。

13ページ、報告事項、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、合計のみ報告します。

全地区合計10件、田畑合計239筆、141,911.25㎡の相 続及び時効取得による届出を受理しました。

なお3号の委員会による農地売却等あっせんの希望は、農業委員等 関係機関に情報提供を行っています。

15ページ、報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。

全地区合計3件、田畑合計127筆、74,451㎡の転用届出を 受理しました。2号は、小新流通東土地区画整理組合が行う造成工事 にかかる転用となります。

16ページ、報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理について、合計のみ報告します。

全地区合計 1 5 件、畑合計 2 6 筆、5,9 4 5.6 1 ㎡の転用届出を 受理しました。

20ページ、報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。新潟地方法務局から照会があったもの3件、転用許可を受けていないもの3件、いずれも家屋の建築状況、非農地化した事実及び経過年数を確認し、現地調査の上、非農地として回答しました。

以上です。

# 議長

ただ今の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、事務局報告のとおり決定します。 以上で議事として提案した案件について終了しますが、これまでの 議事の中で、委員の皆さんから、何かありませんでしょうか。

(報告事項等なし)

議長

事務局から報告事項等はありませんか。

事務局

22ページ、10、11月の業務日程です。はじめに10月の日程です。

7日、水曜日、午後2時から、農業者年金加入推進特別研修会が中央区で開催されます。高井農政振興部会長と原田委員が加入推進部長として出席します。

14日、水曜日、午後2時から、市町村農業委員会会長研修会が中央区で開催されます。本間会長が出席します。

22日、木曜日、午後3時30分から。農政振興部会を区役所30 3会議室で開催します。農政振興部会員、本間会長、渡部会長職務代 理者から令和3年農作業賃金等の標準額や農業者年金の加入推進を協 議していただきます。

27日、火曜日、午後3時から、第1地域対策委員会・調査委員会、 28日、水曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会、 30日、金曜日、午後3時から、10月定例総会を開催します。会場 はいずれも区役所303会議室で開催します。

次に10月の申請締切日です。農地法10月総会分が10月12日、 月曜日、農業経営基盤強化促進法10月総会分が10月23日、金曜 日です。

次に11月の業務日程です。

19日、木曜日、午後から、新潟県農業委員会大会が燕三条地場産業振興センターで開催されます。先月もお伝えしておりますが、今年度、この大会はコロナウイルスの感染状況を踏まえ、参加者の対象範囲や開催時間など、詳細の連絡がまだ来ておりません。追ってご案内します。

25日、水曜日、午後3時から、第1地域対策委員会・調査委員会、

26日、木曜日、午後3時から、第2地域対策委員会・調査委員会、 30日、月曜日、午後3時から、11月定例総会を開催します。会場 はいずれも区役所303会議室で開催します。

最後に、記載してありませんが、10月8日、木曜日、午後1時30分から、にいがた女性農業委員の会が主催する第3回役員会が中央区で開催されます。同会副会長の江端委員が出席します。

業務日程は以上です。

次に、農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請についてです。

新潟県農業委員会大会が11月19日に開催されます。

この大会では、農地利用の最適化に向けた施策推進に関する要請の決議が予定されています。

新潟県農業会議では、この要請のたたき台を取りまとめ、各農業委員会に対して、これについての意見等の照会を行いました。

これを受けて、委員の皆さんに意見照会を行いましたが、ご意見等の提出がなかったので、西区農業委員会としては、意見等なしで報告します。以上です。

議長

ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、以上で9月の定例総会を閉会します。

議事録に相違ないことを認					
議	長	本	間	雄	
署名	委員	髙	井	利	明
署名	委員	原	田	秀	